

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 わかば会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市俵町 22 番 1 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成14年2月20日
- (4) 設立登記年月日 平成14年3月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	濱野 裕	医療法人わかば会 俵町浜野病院 管理者
理 事	濱野 敦子	
同	濱野 剛	
同	濱野 紗朱	
監 事	岩崎 妙子	
評 議 員		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	俵町浜野病院	長崎県佐世保市俵町22-1	一般病床 26床 療養病床 38床
診療所			
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
グループホームわかば	長崎県佐世保市俵町22-1	
デイケアセンター	長崎県佐世保市俵町22-1	
ヘルパーステーションわかば	長崎県佐世保市俵町22-1	
訪問看護ステーション	長崎県佐世保市俵町22-1	
居宅介護支援事業所	長崎県佐世保市俵町22-1	
小規模多機能ホームわかばハウス	長崎県佐世保市俵町22-29	
有料老人ホームわかばテラス	長崎県佐世保市踊石町198-1	
わかばテラスデイサービス風祭り	長崎県佐世保市踊石町198-1	
里山療法クラブ	長崎県佐世保市踊石町198-1	
わかばレジデンス	長崎県佐世保市俵町20-4	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月18日 令和 3年度決算の承認

令和 4年 3月23日 令和 4年度予算の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特にありません。

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特にありません。

(7) そ の 他

特にありません。

法人名 医療法人わかば会
所在地 長崎県佐世保市俵町22-1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	595,481	I 流動負債	892,865
現金及び預金	341,774	支払手形	0
事業未収金	182,840	買掛金	7,028
有価証券	0	短期借入金	818,548
たな卸資産	5,615	未払金	12,079
前渡金	0	未払費用	47,088
前払費用	13,014	未払法人税等	384
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	52,238	繰延税金負債	0
II 固定資産	961,377	前受金	0
1 有形固定資産	790,928	預り金	0
建物	1,171,496	前受収益	0
構築物	137,775	〇〇引当金	0
医療用器械備品	117,607	その他の流動負債	7,738
その他の器械備品	0	II 固定負債	416,463
車両及び船舶	19,037	医療機関債	0
土地	92,100	長期借入金	347,296
その他の有形固定資産	183,753	繰延税金負債	0
減価償却累計額	-930,841	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	1,066	その他の固定負債	69,167
借地権	0	負債合計	1,309,327
ソフトウェア	675	純資産の部	
その他の無形固定資産	391	科 目	金 額
3 その他の資産	169,383	I 基金	16,900
有価証券	0	II 積立金	230,631
長期貸付金	0	代替基金	0
役員等長期貸付金	0	〇〇積立金	0
長期前払費用	169,372	繰越利益剰余金	230,631
繰延税金資産	0	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	11	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	1,556,858	純資産合計	247,531
		負債・純資産合計	1,556,858

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 2

法人名 医療法人 わかば会
 所在地 長崎県佐世保市俵町 2 2 - 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 1,556,858 千円
 2. 負 債 額 1,309,327 千円
 3. 純 資 産 額 247,531 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	595,480
B 固 定 資 産	961,377
C 資 産 合 計 (A+B)	1,556,858
D 負 債 合 計	1,309,327
E 純 資 産 (C-D)	247,531

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人わかば会
所在地 長崎県佐世保市俵町2-2-1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者 が代表 者である 法人	わかば メディカル	長崎県佐世保市	495,494	不動産 賃貸業等	不動産 の賃借	賃借料の 支払い	54,816	地代家賃	54,816
役員 の近親者 が代表 者である 法人	わかば メディカル	長崎県佐世保市	495,494	不動産 賃貸業等	清掃業 務等の 業務委託	業務委託 費の 支払い	24,120	業務委託費	24,120

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	濱野 敦子	医師	当法人 理事長、 不動産 の賃借	賃借料の 支払い	22,274	地代家賃	22,274

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人わかば会
理事長 瀧野 裕 殿

私は、医療法人わかば会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5 月 21 日

医療法人わかば会

監事

岩崎 妙子